定款

宮越ホールディングス株式会社 東京都大田区大森北一丁目 23番1号

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、宮越ホールディングス株式会社と称する。 英文ではMiyakoshi Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1)次の商品・製品に関する製造業、貿易業、売買業、代理業、加工業、展示並び に広告官伝
 - ① 電気・通信機械器具およびそれらの部品
 - ② 省エネルギー・環境保護機械設備およびそれらの部品
 - ③ 医薬品、医薬部外品、試薬、医療用機械器具・用具、化粧品、衛生用品並び にそれらの原材料
 - ④ 石油、ガスその他の燃料並びにそれらの副製品
 - ⑤ 鉄鋼、非鉄金属およびそれらの原料並びに鉱産物
 - ⑥ 食品、飲料、酒類およびそれらの原料並びに日用品雑貨
 - (2) 不動産の売買、所有、開発および賃貸並びに管理業
 - (3)会社の合併・買収および技術・販売・製造等の提携の斡旋並びに経営一般に関するコンサルティング業務および投資顧問業務
 - (4) 著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウ、システム技術、その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、処分並びにこれらの仲介
 - (5) 投資事業組合財産の運用および管理
 - (6) 有価証券等の取得、保有、売買および運用
 - (7) 金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受け等の業務
 - (8) 前各号に附帯関連する一切の事業
 - 2 当会社は、前項各号の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営む 事ができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由 により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定める。
 - 2 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

- 第13条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順 序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(決議の方法および議決権の代理行使)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも って行う。
 - 3 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証 明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定め る事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

第 4 章 取 締 役

(員数)

- 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任決議)

- 第18条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監 査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了 する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 当会社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副 社長、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第22条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の 取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、取締役会の決議によって、 法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 取締役会

(取締役会の組織および権限)

- 第23条 当会社の取締役全員をもって、取締役会を組織する。
 - 2 取締役会は、法令に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。 ただし、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議に よって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部ま たは一部を取締役に委任することができる。

(招集者および議長並びに招集通知)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程に基づき、取 締役会長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2 取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
 - 4 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催 することができる。

(決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について、提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の 意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものと みなす。

(議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名する。

2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令および本定款の定めのほか、取締役会 の定める取締役会規程による。

第 6 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
 - 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会規程)

第29条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款の定めのほか、監査 等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 7 章 会計監査人

(選 任)

第30条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、金5百万円以上であらかじ

め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として、その責任を 限定する契約を締結することができる。

第8章計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第36条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当金が、その支払い開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないと きは、当会社は、その支払義務を免れる。

第 9 章 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第38条 当会社は、第4回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項 の監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、取締役会の決議によって、 法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 第1条 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社 法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定め る施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
 - 2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

平成 2 7年 6 月 2 6 日改正 令和 4 年 6 月 2 9 日改正